

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年5月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000265 号
厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100002 号

第 1 結論

昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 7 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 57 年 1 月から昭和 59 年 6 月まで
② 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 57 年に外国人も国民年金に加入できるようになったと知り、A 区役所へ行ったところ、担当者に 36 歳までの人しか加入できないと言われた。その時、私は既に 50 歳になっており加入することをあきらめたが、昭和 61 年か 62 年頃になって、区役所から加入できるようになったとの通知があったため、区役所で加入手続を行った。保険料については、遡って納付すれば年金額が多くなると勧められ、その頃、まとめて納付したことを記憶しているので、請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②は 3 か月と短期間であるほか、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 8 月頃に払い出され、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続はこの頃に行われ、その際、被保険者の資格に関して国籍要件が撤廃された昭和 57 年 1 月 1 日に遡って資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求者は、請求期間②の保険料を過年度保険料として、遡って納付することが可能であった。

また、請求者は、昭和 61 年か 62 年頃になって、区役所から加入できるようになったとの通知があったため、加入手続を行った旨陳述しているところ、上述の国籍要件が撤廃されるより前の期間を年金の受給資格要件における合算対象期間とする旨が昭和 61 年 4 月 1 日に定められているほか、広報（昭和 61 年 3 月号）によると、この合算対象期間を利用して年金を受けることができる旨周知する記載が確認できることを踏まえると、請求者は、これら当時の取扱いに沿って、国民年金の加入手続を行

うに至ったものとみられる。

さらに、上述の加入手続時期（昭和 61 年 8 月頃）を基準とした請求者の過年度保険料の納付状況については、オンライン記録によると、時効成立間際であった昭和 59 年 7 月の保険料が納付済みとされている上、請求期間②前後の保険料は、いずれも納付済みとされており、請求期間②に係る過年度保険料の納付書も請求者に送付されていたものとみられるほか、加入手続以後の保険料に未納もないなど、請求者の保険料の納付意識は高かったものと思慮される。

このように、当時、50 歳を超えていた請求者が、国民年金の加入手続を行い、将来の年金額を増やすため、加入手続時点で過年度保険料として納付可能であった期間の保険料の納付に努めていた状況がうかがえることから、3 か月と短期間である請求期間②の保険料を、その前後の期間の保険料と併せて請求者が納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、上述の加入手続時期（昭和 61 年 8 月頃）を基準とすると、請求期間①の保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、請求者に対し、納付書が送付されることは考え難いほか、B 市は請求者に係る相談事跡等の保管はしていない旨回答していることを踏まえると、請求者が請求期間①の保険料を納付したと推認する事情は見いだせない。

また、請求者が請求期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000260 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100003 号

第 1 結論

昭和 50 年*月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 30 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 50 年*月から昭和 53 年 3 月まで

私は、請求期間当時、大学生であり A 県に住んでいたが、国民年金の加入手続については、20 歳になった昭和 50 年*月頃に、実家があった B 市で父親が行ってくれた。保険料については、父親が毎月、B 市にあった金融機関の窓口で納付してくれていた記憶があり、実家に帰省した際は、父親からお金を渡されて、私が金融機関で納付した記憶もある。

現在、所持している年金手帳には、C 市から B 市に転居（昭和 55 年 5 月）した際の住所が記載されていることから、具体的な時期は覚えていないが転居後に、B 市で請求期間当時に所持していた年金手帳を回収の上、新たに交付されたものであると記憶している。

しかし、20 歳から国民年金に加入していたはずなのに、新たに交付された年金手帳では、被保険者となった日が昭和 51 年 8 月 1 日とされており、年金手帳の記載内容に誤りがある。請求期間当時に所持していた年金手帳では、請求期間の保険料を納付していた記録が管理されていたはずなので、年金手帳が新たに交付された際に、事務処理誤りがあり、請求期間の納付記録が消えてしまったのだと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、「*」の手帳記号番号が記載された年金手帳を提出しており、この手帳には、初めて被保険者となった日が昭和 51 年 8 月 1 日と記載されている。しかし、請求者は、20 歳になった昭和 50 年*月頃に父親が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたのに、B 市に転居後、年金手帳が新たに交付された際に事務処理誤りがあり、請求期間の納付記録が消えてしまったとして年金記録の訂正を求めている。

2 しかしながら、この「*」の手帳記号番号については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、i) 昭和 51 年 7 月頃、C 市において払い出されているものの、戸籍の附票により、請求者は、当時、D 市に住所を定めていたことが確認できること、ii) 同払出簿に記載されている氏名は、請求者と異なること、iii) 戸籍及び請求者の陳述からは、請求者が同払出簿に記載されている氏名を使用していたことは確認できないことを踏まえると、「*」は、請求者に対して払い出された手帳記号番号とは考え難い。

また、この「*」の手帳記号番号が記載された年金手帳には、請求者が C 市から B 市に転入（昭和 55 年 5 月）した際の住所地が記載されており、B 市の請求者に係る昭和 55 年度国民年金保険料検認報告表（総括表）には、手帳記号番号を訂正したことを示す記号が記載され、この手帳記号番号を用いて管理されている状況が確認できる。

これらのことについて、日本年金機構は、「*」は、請求者とは別人のものと判断され、請求者が別人の年金記号番号が記載された年金手帳を所持している理由は不明だが、行政側の瑕疵と推察されると回答していることから、請求者から提出された年金手帳については、請求期間後の昭和 55 年頃、行政の事務処理誤りにより、別人の手帳記号番号を用いて作成されたものであり、請求者に係る請求期間当時の加入状況及び納付状況が記録されたものとは考え難く、本訂正請求においては、これらのことを踏まえ判断を行う必要がある。

3 一方、請求者は、「*」の手帳記号番号が記載された年金手帳も提出しており、年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和 53 年 4 月 1 日と記載されているところ、この手帳記号番号については、オンライン記録によると、昭和 60 年 6 月頃に払い出されており、その際に、過去の年金記録に関する記録整備が行われ、昭和 53 年 4 月 1 日に遡って、被保険者資格を取得する事務処理が行われていることが確認できる。この手帳記号番号は、その後、平成 9 年 1 月 1 日に基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）として付番されており、国民年金の資格取得日が昭和 53 年 4 月 1 日とされていることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入とされている。

4 請求者は、国民年金の加入手続については、父親が行い、保険料についても、主に父親が金融機関で納付した旨陳述しているところ、これらを行ったとする父親は既に亡くなっている上、当該金融機関は、請求期間に係る保険料の領収済通知書等の保存はない旨陳述していることから、請求期間に係る加入手続及び保険料納付の詳細は不明である。

また、国民年金の加入手続は、制度上、被保険者の住所地の市区町村で行うこととされているところ、請求者は国民年金の加入手続については、20 歳になった昭和 50 年*月頃に、B 市で父親が行ってくれた旨陳述している。しかし、上述のとおり、戸籍の附票によると、請求者は、D 市に住所を定めていたことが確認できることを踏まえると、請求者の陳述する時期に父親が B 市で加入手続を行うことはできなかったものとみられる。

さらに、請求期間当時、父親が保険料を納付するためには、当時、手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、請求期間当時、手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、上述の記録整備の際に、請求者の資格取得日が昭和 53 年 4 月 1 日とされたことが確認できるところ、請求者は、請求期間当時、大学生であった（昭和 53 年 3 月卒業）旨陳述している。このため、請求者は、請求期間当時、国民年金の任意加入対象者に該当しており、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、請求者の資格取得日が昭和 53 年 4 月 1 日とされた状況がうかがえる。

以上のことから、請求期間について、請求者が国民年金の被保険者として管理されていたとする事情は見いだせず、請求者は国民年金に未加入であったとみられることから、父親が請求期間の保険料を納付していたことは導き出せない。

5 なお、請求者は、請求期間当時に所持していた年金手帳では、請求期間の保険料を納付していた記録が管理されていたはずなのに、年金手帳が新たに交付された際に事務処理誤りがあり、請求期間の納付記録が消えてしまった旨陳述している。これに対しては、上述のとおり、請求期間後の昭和 55 年頃に別人の手帳記号番号を請求者の手帳記号番号とする事務処理誤りがあったこと及び昭和 60 年 6 月頃に記録整備が行われていることは見受けられるものの、請求者は、請求期間において、国民年金に未加入であったとみられ、父親が請求期間の保険料を納付していたとは導き出せない上、請求者は、請求期間当時に所持していたとする年金手帳を、現在、所持しておらず、当時、国民年金に加入していたことが確認できないことも踏まえると、請求者の請求期間に係る納付記録が消えてしまったとは推認し難い。

6 このほか、請求者が請求期間に居住していた B 市、D 市及び E 市は、請求者に係る国民年金の記録の保管はない旨回答している上、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。